

令和6年第5回

湧別町議会臨時会会議録

湧別町議会

令和6年第5回湧別町議会臨時会

令和6年8月30日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 坂本雄仁、総務課参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 細川徳之、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、健康こども課参事 兼田稚子、水産林務課長 青山賢治、水産林務課町有林管理担当課長 田中千嘉伸、総務課総務グループ主幹 穴戸和幸、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 佐藤美貴、教育総務課参事 澁谷順、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中

島一之、社会教育課ふるさと館J R Y館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志、選挙管理委員会委員長 森谷重俊

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和6年第5回湧別町議会臨時会

議事日程（第1日）

令和6年8月30日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第 1号	令和6年度湧別町一般会計補正予算

開 会 宣 告 (1 0 : 0 0)

○議 長 ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和6年第5回湧別町議会臨時会を閉会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番関野君、2番高田君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会議に先立ち議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

7番、脇坂君。

(議会運営委員長結果報告)

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今臨時会に提出されております案件は、町長提出といたしまして、予算1件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今臨時会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配布してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から7月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る8月6日の令和6年第4回町議会臨時会終了後から、本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

8月6日、議会全員協議会が開催されました。

8月8日、遠軽町において、オホーツク町村会講演会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

8月13日、北見市において、オホーツク圏活性化期成会第3回役員会が開催

され、これに議長が出席いたしております。

8月18日、文化センターさざ波において、湧別町戦没者・機雷殉難者追悼式が執り行われ、これに議長及び各議員が出席いたしております。

8月20日、札幌市において、議会広報研修会が開催され、これに議会広報編集委員が出席いたしております。

8月22日、北見市において、網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会定期総会並びに研修会が開催され、これに産業文教常任委員長が出席いたしております。

8月25日、遠軽町において、遠軽駐屯地創立73周年記念式典が開催され、これに議長が出席いたしております。

8月30日、議会運営委員会が開催されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長 これでは諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 前回の議会以降における行政上の諸課題について報告申し上げます。

1点目ですが、湧別高校学生寮の建設に関する協定の締結についてであります。

去る8月14日に東京都在住の長谷川芳博様と湧別高校学生寮の建設に関する協定を締結いたしました。

先の議会全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、本年2月に長谷川様から学生寮建設に関して支援を行いたいとのご意向を、また、面積を確保できる町有地、市街地活性化の観点から中湧別中町の老人憩の家南側町有地が適地ではとのご意見をいただき、町としては学生寮の整備については湧別高校魅力化につながり、文化センターTOM周辺の一体的な活性化の推進、財政負担の軽減も図られることから、ありがたくお話をお受けさせていただきました。

協定書では施設の費用負担等の条件や規模、建設場所等について定めており、建設費用は長谷川様によるもので完成後に町へ寄贈いただくこと、建設場所は老人憩の家南側の町有地、木造2階建てなど、いずれも先の議会全員協議会でご説明申し上げましたとおりであります。

令和8年4月の入居開始に向けて長谷川様や関係事業者とも協議し、建設費以外の費用など議員の皆さまに相談しながら進めて参りたいと考えております。

この場をお借りいたしまして、長谷川様からのお申出にあらためて心より厚くお礼を申し上げます、ご報告とさせていただきます。

2点目ですが、差止め訴訟についてであります。

町内に居住する方より提訴された差止め訴訟の状況についてご報告いたします。

提訴の内容としましては、本年第2回議会定例会で補正予算として提案し、可決いただいた新庁舎等整備事業設計業務委託に係る予算について、特別多数議決を経ていないことが地方自治法に違反しているとして、特別多数議決として採決するまで、同予算の執行差し止めを求めるものであり、町を被告とした行政事件訴訟法第37条の4第1項に基づく差止請求事件であります。

6月20日に釧路地方裁判所へ訴状が提出され、7月22日付けで、町に対し釧路地方裁判所より第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送付されました。

第1回口頭弁論は、9月18日に釧路地方裁判所で開かれる予定となっており、この対応につきましては、北海道町村会の顧問弁護士である佐々木総合法律事務所に相談しながら、町としての主張を行っていくため、この裁判に要する費用につきましては、本臨時会に補正予算案として提案させていただいております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長 これでは行政報告は終わりました。

日程第5、報告第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号、令和6年度一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

2番、高田君。

○2番 それでは3点ほどお聞きしたいのでございますけれども、この弁護士費用、委託料ですね、この357万ということなのですかけれども、算定の根拠は何だか言われているのか、あるいはこちらのほうで考えたのか。そして今後更にそれが増額になる可能性はないものとは理解をしておりますけれども、それでよろしいのかどうか。

2点目でございます。今後何回かの裁判審議が行われると思っておりますが、その都度裁判における内容が明らかになってくると思っておりますが、それに関しまして随時報告をいただきたいと存じますがいかがでしょうか。

3点目でございます。この裁判における弁護士の費用に関しましては、町民

に対しても何らかの一定の理解を求めることもしかるべきではないかと考えております。このことについてどのような認識をお持ちかお聞かせください。

以上3点でございます。

○議長 総務課長。

○総務課長 高田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、弁護士業務委託料357万円の内訳、算定根拠でございます。こちらで考えたのかということですが、弁護士事務所佐々木総合法律事務所のほうと見積もり、相談をしながら算定したものでございまして、内訳といたしましてはまず町長が先ほど行政報告で報告いたしました新庁舎設計予算に関する差支請求事件における弁護士業務が1回といたしまして、このほかこの件に関する控訴審ですとかその他の事案で提訴された場合に備え、迅速に対応するため2回分を合わせて、2回分の裁判経費を今回計上させていただいております。

1回分といたしましては、大きく弁護士業務におきましては着手金、旅費、成功報酬、この3点ございまして、着手金につきましては結果問わず依頼をした段階で発生するものということでございまして、具体的にはその金額につきましては53万9千円、税込みという形になってございます。旅費、成功報酬につきましては、旅費につきましては弁護士が裁判所に赴くときに必要となる部分でございまして、1回あたり5万円、税別というのを必要となっておりまますが、昨今の裁判所ではオンラインでの参加ということも認められているようでございますので、その場合には発生しないという形になってございます。成功報酬につきましては、全部勝訴、一部勝訴ですとかその裁判の結果に応じてかかってくるものでございまして、現在本日成功報酬分として予算化させていただいておりますのは、札幌弁護士会の弁護士規程で標準額として定められている額、107万8千円を成功報酬分として計上させていただいております。ですのでそれらを合わせて2回分ということで補正予算措置をさせていただいております。

増額の可能性ということでは言われましたが、基本的には1回あたり本日提案させていただいた経費をもって対応できるものとなってございますが、裁判期間が例えばものすごく長期になったりですとか、そういった場合については増額の可能性はゼロではございませんが、現在のところ町としては今回計上した部分で足りるであろうということで見込んでおります。

2点目といたしましては、裁判の結果の報告についてということで、行政報告ということでございます。裁判の口頭弁論が何回あるかということは、現段階ではわかりませんが、本日町長がさせていただきましたので、定例会、臨時会におきましてその進捗状況がわかる範囲において報告をさせていただきたいというふうに考えております。

最後でございますが、弁護士費用を町民に理解を求める必要がないのかというところでございます。弁護士費用多額の部分でございますが、町といたしましては弁護士裁判における弁護士というものは専門性等が必要であるものでございます。過去にありましたけれども毎年あることでもございませぬので、専門的な知識、経験が必要な、高度な知識が必要なものですので、専門家にご支援を仰ぐというのが必要であると思ひますし、今回提案させていただいた金額につきましては、弁護士費用の特段高額という認識はなく、この佐々木法律事務所の行政訴訟の実績ですとか専門性を考慮して、妥当、適正な予算というふうに考えておりますので、この議会で説明をさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長 ほかには質疑ありませんか。

9番、檜山君。

○9番 同じく弁護士業務委託料で伺います。

訴えが差し止め訴訟ということですが、この内容が十分によくわかりませぬので、できましたら訴訟の写しをもらえればなというふうに思ひますのでお願いいたします。

それで町が訴えられているものですから、町としては受けて立つということしかないというふうには思ひますが、弁護士業務委託料も大事な財源を使うということになるものであります。行政報告では地方自治法第4条の特別議決の関連だと思ひますが、6月の定例会での同僚議員の一般質問、更には補正予算の修正案で提案されたとおり、庁舎の位置を定める条例を速やかに提出すべきであったのではないかとこのように考えますが、進め方はこれでよかったとお考えなのかお伺いをいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 檜山議員のご質問にお答えしたいと思います。

2点あったかと思ひます。まず町が提訴を受けました差し止め請求の訴状の写しを配布してほしいということでございます。訴状に関しましては個人情報が入っている部分もありますので、どこまで報告できるかというのを事務局のほうで、町のほうで検討させていただいたうえで、提示できる部分があれば配布させていただきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また今後の、6月定例会の議事を踏まえて町としての進め方ということですが、まず今回裁判になっているということでございますので、町としては当然応相応していくという考えでございますが、その中身につきましては司法の場に場が移ったということでございますので、この件につきまして町のほうで現在詳しく町としてはこういうふうに考えているということで、この訴状に関するコメントにつきましては司法の場に議論が移ったものでございます。

ので、ここの場で答えるのは適切ではないのではないかとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 ほかには質疑ございませんか。

4番、村川君。

○4番 ただいま同僚議員から質問がありましたので多少内容はわかってきています。この訴訟については同僚議員が申し上げたとおり我々住民の代表の議員として行政に議会でもの申してきたわけですね。それがこのような状況になる、住民も本当に混乱するような状況になってしまったと、その中で一町民が訴訟を起こしたということでございます。私どもは議員としての責任は果たさなきゃならぬというふうに考えておりますので、この件について反対する考えはございません。しかしながら、これだけもめてきた要因ですね、要因はなぜこれだけもめてきたのかというような部分を踏まえて、町長はこの弁護士費用の提案にあたってどのような考え方をもって提案してきたのか、その考え方だけお聞きしたいというふうに思えます。

○議長 町長。

○町長 先ほど行政報告させていただきました訴訟の関係でございます。

新庁舎の建設の部分ということ、建設の部分というかその前から始まってございます。庁舎の集約化の検討から始まりまして、約2年半いままで経過してきてございます。その中で行政としては法に基づき、条例に基づきいろいろな手続きを取りながら、その内容について協議をさせていただいて、住民のほうにも説明を行ってきております。その中で段階として進めてきている部分について今回差し止め訴訟ということで、訴状が出されたということでございますので、その部分につきましては訴訟を起こすということについては当然住民の、国民の権利でございますので、その部分についてはそういう訴訟がされたということでございますので、町として対応していかなければ行けない部分でございますので、今回対応させていただきたいということで予算を上げさせていただいてございます。訴訟については過去にはいろいろなパターンの中で行われてきている部分がございます、基本的には北海道町村会の顧問弁護士である佐々木法律事務所を今までも利用させていただきながら進めてきているということでもありますので、今回もその内容の中で進めていきたいというふうに考えてございます。先ほど総務課長言ったとおり訴状が出されて司法の場に判断が委ねられているという部分でございます。町としては法律又は条例に基づいて今まで手続きを取ってきてございますので、町としての瑕疵はないというようなことで考えてございますけれども、それは最終的には裁判所の判断でございますので、その裁判の状況を見守りながら進めるものは進めていきますし、弁護士と相談しながらそれらの対応について取っていきたいと考えて

いるところでございます。

庁舎の集約化の部分についてはできる範囲の中でいろいろな部分については今も準備を進めさせていただいてございますし、時期を逸しないような形の中でそれらの部分についても進めていかなければならないものについては進めていきたいと考えてございますので、裁判の部分と現在町の中で進められるものは進めていきたいというようなことで考えてございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 町長の受け止め方について今説明いただきました。まあ要因はなぜこのような状況になったのかということについては、住民はどんなことでも主張する権利もっています。しかしそれを受けながら行政はどうあるべきか、湧別町そして町民全体を考えてどうあるべきかって考えていくのが首長の一番重要な仕事だというふうに思っております。そういうなかでやはりここまで大きな問題になってきたということについて、町としてまったく町には非がなかったと言えるのかどうか、再度ご答弁いただきたい。

○議 長 町長。

○町 長 再質問にお答えさせていただきます。今回裁判費用の予算化の提案でございます。そこら辺の部分でございます。今回は裁判に係る費用ということで上程させていただいてございます。今まで進めてきた内容が可なのか、否なのかという部分につきましては、我々としては法に基づきながら、または湧別町の条例に基づいていろいろな部分進めてきてございます。そして住民の方にもこの2年半にわたっていろいろな形の中で最初は集約化から始まりまして、集約化が必要か、必要じゃないかから始まって、そして集約化が必要である、中湧別に新たに整備すべきであろうというようなご意見をいただきながら今まで進めてきているという部分でございます。その部分のやり方に対して今回の訴えの部分については特別議決という部分の事の訴えでございますので、その部分についての時期又は方向性の部分というのは我々は今までの法律又は凡例、それらに基づきまして提案させていただいてきて進めてきております。それが可なのか、否なのかという部分については最終的には裁判所の判断をいただかなければ方向が出ない部分になってくるのかなと思っております。

我々は北海道のほうにも確認してございますし、いろいろなところで前例だとか事例を含めております。その中で進めておりまして、その部分が町民から訴えられているという部分含めて、説明がどうなのかとかいろいろあると思っておりますけれども、基本的には完璧というのはなかなかない部分だとありますけれども、この2年半に渡り、いろいろな機会を使いながら住民の皆様にはご理解いただくように進めてきてございます。町が進めている以外の部分で、そうし

たらどういう形がいいのかという部分については、あまりご意見として受けていないという部分もありますので、現行のままという部分ありますが、現行のままですらいつまでも行けるといってもありません。当然現行のままにするのであればそれなりの改修だとか、また分庁のまま進めるのかということをやっ
ていかなければならない部分もありますので、町としての方針としては中湧別に集約をして新たな町づくりを進めたいという考えで今進めておりますので、今回の部分についてはあくまでもそのあり方について裁判所に訴状が出たということ
でありますので、町としてそれらの対応に関する予算の提案をさせていただいて
おりますので、どうぞご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

1 番、関野君。

○1 番 ちょっと私勉強不足もありますけれども、例えば控訴されて今裁判
になっていきますけれども、これの中身の中で勝った負けたが出てくると思
うのですけれども、勝った場合の、負けた場合の弁護士費用の負担というの
はどういうふうな形になるのですか。ちょっとお知らせください。

○議 長 総務課長。

○総務課長 関野議員のご質問にお答えします。

訴訟費用の負担割合ということと思ひます。基本的に訴訟にかかった訴訟費用
につきましても、敗訴した側が負担をするというのが一般的です。ただしそ
の訴訟費用の定義につきましても、訴訟費用の法律がございまして、当然本日
提案させていただいた弁護士業務委託料というのは町が任意で、法律に基づいて
依頼するものではございません。ですので、弁護士業務委託料というのは訴訟費用
には入らないという形になります。具体的には裁判所に提出するときに必要な
となった印紙代手数料ですとか、必要最小限裁判所から呼び出されてそれに出
廷した場合の必要最低限の旅費ですとか、書類を提出するに必要な文書の郵送料
ですとか、それも訴訟費用の法律に定める範囲内の訴訟費用につきましても、
一般的には敗訴した側が負担するということとされておりますので、ご答弁と
させていただきます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第5回湧別町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 (1 0 : 5 3)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 関野一良

湧別町議会 議員 加藤 政弘